**Ｐａｋａ　Ｐａｋａ　会則**

（名称）

第１条　この会は、Ｐａｋａ　Ｐａｋａ（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、愛知県知多郡武豊町字北中根1丁目13-3に置く。

（理念及び目的）

第３条　本会の理念は、「きみの世界をおもしろく」とし、療育支援を通じて、発達障がいのある子や家族・支援者の世界をおもしろくする。

（活動内容）

第4条　本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

　①個別療育支援事業

　②学習会事業

　③家族支援事業

　④その他本会の目的に達成するために必要な事項

（会員の資格）

第5条　この会の会員は、次の2種類とする。

　（1）セッション会員は、本会の理念を理解し、セッション等を希望する人。

　（2）一般会員は、本会の理念を理解し、セッション以外の学習会や家族支援等のイベントを中心に参加する人

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表あてに提出し、承認を得るこのとする。

（会費）

第7条　会員は、総会に定める会費を納入しなければならない。

　２　会費は、次の各号に掲げるとおりにする。

　（1）セッション会員　　5,000円

　（2）一般会員　2,000円

（退会）

第8条　会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

　２　会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

　（1）本人が死亡したとき

　（2）会費を1年以上納入しないとき

（役員）

第9条　本会の次の各号に掲げる役員を置く。

　代表　1名

　副代表　1名

　理事　3名以上

　会計　1名以上

　監事　1名

（役員の職務）

第10条　代表は、会務を総理し、その業務を統括する。

　２　副代表は、代表を補佐し、代表が不在の時は、その職務を代行する。

　３　会計は、本会の事務を総括する。

　４　理事は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を遂行する。

　５　監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

（役員の選任）

第11条　代表の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

　２　副代表は、代表が指名する。

　３　会計は、代表が指名する。

（役員の任務）

第12条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の解任）

第13条　役員が次の各号のいずれかに該当する時は、役員会の議決により、これを解任することができる。

　①心身の故障により、職務の遂行に耐えられないと認めたとき。

　②その他解任に相当する事項が認められたとき。

（総会）

第14条　本会の総会は、会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

　２　総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

　（1）会則、事業等の改廃

　（2）事業計画並びに予算及び決算

　（3）本会の解散

　（4）役員の選任及び解任

　（5）その他本会の運営に関し重要な事項

　３　本会の会議は、代表が招集する。

　４　総会の議長は、代表がこれに当たる。

　５　本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

（運営委員会）

第15条　運営委員会は代表、副代表、会計、有志の会員をもって構成する。

　２　運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第16条　代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第17条　この会の事業年度は、10月1日から翌年の9月30日までとする。

（事務局）

第18条　本会の事務局は、事務所と同様に置く。

（会計）

第19条　本会の経費は、①会費、②寄付、③事業収入、④補助・助成金を持って充てる。

　２　本会の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日までとする。

　３　前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

　４　本会は、会費に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

（会員資格の抹消）

第20条　本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営委員会の議決を経て登録を抹消することができる。

　①会員との連絡が取れなくなった場合。

　②1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りではない。

　③会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

（会則の変更）

第21条　この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（その他）

第22条　この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付則

　１　この会則は、平成23年10月13日から執行する。